

## 東大阪地球温暖化対策地域協議会規約

(名称)

第1条 本会は、東大阪地球温暖化対策地域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(設置)

第2条 協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第40条第1項の規定に基づき設置する。

(目的)

第3条 協議会は、市民、事業者、行政等が協働して、東大阪市域における地球温暖化防止に関する方策等を協議及び調整し、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 協議会は、地球温暖化防止に関心があり、かつ、自主的に参加できる市民、事業者、団体及び行政機関等をもって組織する。

(事業)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域で実践できる地球温暖化防止に関すること。
- (2) 地球温暖化対策に関する普及啓発に関すること。
- (3) 地球温暖化防止に関する情報把握、情報交換及び情報提供に関すること。
- (4) その他第3条の目的を達成するために必要な事業。

(役員)

第6条 協議会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 1名

(役員を選出)

第7条 役員は、会員の互選により選出する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は、協議会の会計を管理する。

4 会計監査は、協議会の会計を監理し、会計監査報告を行う。

(任期)

第9条 役員の任期は、当該事業年度の会計報告終了後までとする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期が満了した場合においても後任者が選出されるまでの間は、引き続きその職務を行う。

(会議)

第10条 会議は、必要に応じ会長が召集し、これを主宰する。

(部会)

第11条 協議会に、第5条の事業のうち具体的な活動についての協議及び調整をするため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、これを主宰する。

5 部会は、第1項の事業が終了したときは、解散する。

(会計)

第12条 協議会の経費は、負担金、賛助金、助成金及びその他収入をもって充てる。

2 事業年度は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、当分の間、事務局を東大阪市に置く。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で諮ったうえで定める。

附 則

1 この規約は、設立の日（平成14年11月2日）から施行する。

2 協議会の設立当初の事業年度は、第12条第2項の規定にかかわらず設立の日から始まるものとする。

附 則

この規約は、平成19年5月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。